

月刊  
JMITU

# ワークライフ



「残業代ゼロ」法案の誘惑

7月号

日本金属製造情報通信労働組合大田地域支部  
セガ グループ分会 2017年発行

No.391

## 反対意見がおりながらも

### フレックスタイム制度導入

7月1日反対意見がある中  
フレックスタイム制度が導入  
されました。

就業規則を変更するにあた  
っては、「当該事業場に、労働  
者の過半数で組織される労働  
組合がある場合においてはそ  
の労働組合、労働者の過半数で  
組織する労働組合がない場合  
においては労働者の過半数を  
代表する者」の意見を聴き、そ  
の結果を書面にして届け出る  
ことが使用者に義務付けられ  
ています。

セガにおいては、労働者の過  
半数を組織する労働組合が無  
い為、労働者の過半数を代表す  
る者が意見聴衆を行い会社に  
意見を提出し協定を結びます。  
今回もこの流れで制度導入

に至りました。本来であれば、

私達労働組合が過半数を組織  
していれば、別の形にできたか  
もしれませんが、力不足の為で  
きませんでした。とはいえ制度  
は導入されてしまっています。

労働組合としては、導入後の  
問題を吸い上げ会社と交渉す  
る事、会社が裁量労働制で収入  
が減る人は一部だと言ってい  
る事が、事実なのかという事も  
調査する為に、前回行った反対  
賛成のアンケートでなく、導入  
後の残業時間等実態の調査を  
行っています。

是非たくさんのアンケート  
投稿をお願いします。(特に元  
裁量労働制の方)また、移行措  
置3ヶ月の間に、生産性を高め  
た人には、どのような対処をす

るのかについても今後、会社に  
確認していきたいと思えます。

### すべては新人事制度から

フレックス制度導入で問題  
にされてきたのは、裁量労働手  
当が無くなる事の収入減が一  
番の問題になりました。

私たち労働組合は、裁量労働  
手当22時間分を手当で支給  
し、22時間を超えた分に関し  
ては、残業代で支払う制度に変  
えることが、一番の最善策だと  
思います。

根本的な問題は、新人事制度  
導入により、給料が低く抑えら  
れている事にあると思います。

組合は、春闘で毎年5万円の  
賃上げを要求しています。

会社はこんな額出来るわけ  
ないと言っていますが、私達の  
要求は生活実態に合わせた要  
求で、当然残業代などと言うも

のは入っていません。残業をし  
ないで暮らせるだけの給料と  
いう事で要求をしています。

### 社内だけでは

### 私達の生活はよくなりません

私達の組合は、会社内での交  
渉はもちろん、政治的な部分に  
についても要請をしています。

過去には、残業の割増が5割  
だったものが、3割5分に減ら  
され、組合は不利益変更という  
事で、「労働基準監督署」その  
上の「労働局」にまで話をして  
いききましたが、結果法律には触  
れていないという事で、会社に  
指導されませんでした。

今後予想されるのは「残業代  
ゼロ法案」など社内だけでは解  
決できない問題が私達の生活  
を脅かそうとしています。

このような悪法には絶対反対  
していかなくてはなりません。

# 8時間働けば暮らせる賃金に

安倍晋三政権の中央最低賃

金審議会（最賃審、厚生労働相

の諮問機関）で今年の最低賃金

額についての審議が始まっ

ています。最低賃金には地域ごと

の最低賃金と特定の業種ごと

の特定最賃が有ります。

現在の地域最賃は人口を加

味した全国加重平均で時給8

23円です。

1日8時間、週40時間、フ

ルタイムでも働いても年収は2

00万円にもなりません。

文字通り「ワーキングプア

（働く貧困層）」の水準です。

国際的にも日本の最低賃金

は低く普通に働けば暮らせる

ために、最低賃金の大幅引き上

げが課題です。

## もうけが賃金に回らず

最低賃金とは「最低賃金法」

に基づき国が賃金の最低限度

額を決めるもので、企業はそ

れ以上の賃金を支払わなけれ

ばならないというものです。

最低賃金以下の賃金を「合

意」してもそれは無効で、企

業は最低賃金との差額や罰金

を支払わなければなりません。

安倍政権は金融緩和や減税

で大企業の儲けを増やせば、

賃金が上がらず、雇用も増える

とバラ色の経済政策「アベノ

ミクス」を掲げてきましたが、

大企業の儲けは溜め込みに回

るばかりで賃金は上がり、最

税金や社会保険料などは負担

増のためか処分所得が減って、消費も減退しています。

このため安倍政権も「成長」

の成果を分配するとして賃上

げや最低賃金の引き上げを口

にはしてきましたが、結果は

全く不十分で安倍政権が「目

標」に掲げる時給1000円

にもとても届いていません。

## 働いていても貧困状態

全国労働組合総連合（全労連）

の最低生計費の調査でも1人

暮らしの若者が普通に暮らす

ためには、全国平均で月22万

円〜24万円、年額270万円

前後が必要という結果が出て

おり、時給に換算して約150

0円の最低賃金を実現すると

というのが切実な要求です。

しかも地域別の最賃はA〜

Dにランク分けされており、最

高の東京（932円）と最低の

宮崎、沖縄両県（714円）で

は218円もの差が有ります。

神奈川（930円）と静岡（8

07円）のように県が隣でもラ

ンクが違えば差が有ります。地

域別の格差は年々拡大してい

ます。

消費の広がりでも最低生活費

は全国どこでも大差がないと

言われることに照らしても、最

低賃金全体の引き上げと共に、

地域格差を無くす全国一律1

000円の最賃は喫緊の課題

です。

働いているにもかかわらず

貧困状態にあるものの多数は

最低賃金付近での労働を余儀

なくされています。

最低賃金の地域格差は地方

での労働力不足を深刻化させ

ています。

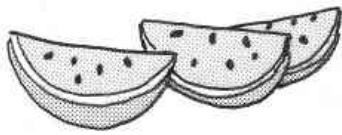
安倍政権は格差是正に真剣

に向かうべきです。

# 4こま漫画

川崎よしき





ショートショート

## お付き合い

仙洞田一彦

「——さん、まだ役員ですか」

今月の団地の掃除の日に声を掛けられた。聞きなれた声でもあるし、聞きたくない声でもあった。

毎月第一日曜日朝九時に全所帯一人ずつ出て、団地の庭や通路、階段、廊下、集会室といった共用部分の掃除をする。七月は暑いので、七月だけは八時開始になっている。掃除の時間は長くても一時間だから、その間は義務だと思つて割り切るしかない。ところが年を取つてくると、その一時間では済まない。しゃがんで草むしりをすれば、翌日あるいは翌々日腰に出て来る。

枝切狭を使って、金網からは

み出た枝を切ると、やはり翌日か、翌々日、肩が凝ったり、腕が痛んだりするのである。

声を掛けたお方は、いろいろと注文の多いお方だった。

自転車置場として、路面に白線が引いてあるところがあつた。この範囲に置いてくださうというところだ。ところが、その白線を無視して置く人がある。

昨年度はわたしが役員の当番だったから、そのお方はわたしの部屋のドアをノックして言う。

「自転車を何とかしてください。置場が足りないのなら、白線を引いてください。スペースが足りているなら、白線の中に自転車を止めるように注意書きを書いた看板を出し

てください」

「役員会で話します」

と、わたしは答える。はみ出して置いてある自転車があることはある。とはいっても通行に差し支えるほどのことはないし、白線内に収まり切れないほど自転車はありそうもない。役員会では、様子を見ましようということになった。様子を見るといふのは、言いかえると何もしないということである。白線外に置くのは我慢の許容範囲というところでもある。その後、そのお方から自転車の話はなかった。しばらくしてまたそのお方にノックされる。

「階段や廊下にごみが散らかっているの、当番の方にきちんとお話しください。毎月掃除してないじゃないですか」

たしかにご指摘の通り気にはなっていたので「はい」と、

答えるが、一応弁解を試みる。廊下と階段は共用部分で、四所帯交代で掃くことになっていた。

「四所帯あつて、一所帯は空き室です。もう一所帯は階段を上り下りするのも大変な方で、階段を箒で掃いてくれなんて言えません。そうすると、比較的若いわたしと、もっと若い隣りと交代でやります」

反応をうかがっていたが、どうもそれが気に入らないようだ。空き室は仕方ないが、三所帯いるのだから、その三所帯で交代でやるべきだ、とのお方の目が語っていた。が、さすがにそこまで言わなかった。

またある日、団地の中でそ

のお方とすれ違ってしまった。  
「団地を囲んでいる網に、犬に糞をさせないでください、という看板があるけど、割れているので直してください」

そう言って、そのお方は指をさしたが、その方向は自転車置場の裏で見えないし、いったん敷地を出て回り道をしなければいけなかった。ひよつとするとうちの管轄ではないかと思つたが、そう言つてはねつけるのは、問題をこじらせて良くないので、  
「後で見てください」

と、答えた。実を言うと、これは今に至つても見に行つていない。早い話が、わたしが忘れてしまったのだ。

でも、その後そのお方の追及はなかった。

そのお方は目に入るもの何

でも役員に言うのかと思つた。さらに、月日は過ぎてノックがあつた。「はい」と返事をしドアを開けると、そのお方がいた。

「×号棟の庭に、とげのある木が放置してあります。危険ですから片付けてください」  
「掃除の日にも、確認します」

わたしは答えた。掃除の日というのは毎月第一日曜日のことだ。そのお方もご存じだから、その場はそれで会話が終わった。

掃除の日に、言われたところを見に行つた。その庭は一階の住人のベランダに繋がっているの、金網に囲まれていて、出入口には鍵がかかっている。掃除の日には庭の草むしりをしたりするので鍵を

外して中に入るが、普段は入らないし、入れない。

他の役員にもとげのある木の話を話して、一緒に見に行つた。その場所らしきところに  
「どこでしょうね」  
「どこでも見回したが、分からないので、「どこでしょうね」と同じ言葉を言つた。

「仮にここにそういう木があつたとしても、人が入れるところじゃないから」  
その役員が言つた。  
「そうですね」

その通りなのでそう答えたが、不可解な話だ。結局、それは何もしなかつたし、する必要もなかつたのだ。何もしなかつたが、そのお方から、その後何も言つて来なかつた。

無事一年が過ぎて、隣りに

役員を引き継いだ。

「いろいろと注文をつけてこられる人もいますが」  
引継ぎの話の中で、わたしが言つた。

「ああ、あのお方」  
隣人は越してきて何年も経つていない。役員は初めてのはずなのに、すでにあのお方をご存じなのだった。

今月の第一日曜日に戻る。  
「——さん、まだ役員ですか」  
わたしの中に、ある疑問が膨らんだ。そのお方はこの団地に住んで何十年になる。役員が四月で交代するのは百も承知のはず。ひよつとするとわたしにいろいろ言つたことも、すっかり忘れていらつしやるのでは。ということ、この一年、そのお方の——症に、付き合わされたのかな。

## 残業代ゼロ法案

過労死するほど働かせたう  
え、残業代を支払う必要性も  
なくなる「残業代ゼロ」法案  
について、安倍首相は連合の  
会長の要請を受けて、制度の  
骨格は変えないで法案を修正  
する考えを示しました。安倍  
首相は秋の臨時国会で法案成  
立をねらう姿勢を強めていま  
す。

残業代ゼロ法案（高度プロ  
フェッショナル制度）とは、  
年収1075万以上でかつ専  
門性の高い職に就いている人  
たちを労働時間の規制対象か  
ら外すというものです。つま  
り、この条件の人たちがどれ  
だけ働いても、企業は残業代  
を支払わなくてもいいという  
ものです。

そもそも専門性の高い職に就  
いていて、年収1075万円  
以上の人なんて少ないだろう  
から、そんなに反対すること  
はないだろうと考える人も多  
いと思います。

しかし、最初は対象者が限  
定されていた派遣法も、のち  
に対象者が拡大していった前  
例があります。

いったん法案を通してから  
「年収1075万以上」は「年  
収300万以上」になり、「高  
度」は「一般」になり、どん  
どん適用条件が引き下げられ  
ていく可能性があります。  
サービス残業や長時間労働  
を助長する残業代ゼロ法案は、  
絶対に反対です。

## 労働組合に

入りませんか！

職場でいじめ（パワハラ）  
をうけている・自由に休みが  
とれない・残業代が支払われ  
ない・突然会社から解雇と言  
われた・賃金が上がらないな  
ど、職場での悩みはありません  
か。そんなときは一人で悩  
まずに、私たち労働組合にご  
相談ください。

私たちJMITU（日本金  
属製造情報通信労働組合）は、  
全国組織の労働組合です。正  
社員でなくても、パートやア  
ルバイト、派遣社員の方でも  
加入できる組合です。働きや  
すい職場をつくるには労働組  
合が必要です。ぜひ職場に労  
働組合を作りましょう！

労働相談、ご意見、ご質問は、下記にお寄せください。

JMITU 本部 TEL 03-5961-5601 : FAX 03-5961-5603

ホームページ <http://www.jmiu.com/>

JMITU 大田地域支部 TEL 03-3734-3502 : FAX 03-3734-3534

ホームページ <http://www6.plala.or.jp/JMIUOOTA/>

セガグループ分会ホームページ <http://www.jmiusega.com/>